

《GBダイレクト》インターネットバンキング利用規定

変更前	変更後
第1条【《GBダイレクト》インターネットバンキングサービス】	第1条【《GBダイレクト》インターネットバンキングサービス】
(5) 利用口座 ① C. 利用申込書による利用口座の登録・削除 <u>代表口座以外の普通預金口座、貯蓄預金口座、定期預金口座、自動積立定期預金口座、カードローン口座、</u>外貨預金口座は利用申込書により登録および削除ができるものとします。	(5) 利用口座 ① C. 利用申込書による利用口座の登録・削除 外貨預金口座は利用申込書により登録および削除ができるものとします。
第2条【本人確認】	第2条【本人確認】
(5) 暗証番号等の管理、ワンタイムパスワードの管理 ①暗証番号等や合言葉、ワンタイムパスワードならびにご契約者カードに記載された契約者番号および取引確認番号は、第三者に知られることのないように、契約者の責任において厳重に管理するものとします。またワンタイムパスワードの<u>生成機</u>（後記第28条（1）に定めるソフトウェアトークン<u>またはハードウェアトークン</u>）も契約者の責任において管理するものとします。当行は職員がこれらの内容をたずねることはありません。また、暗証番号等や合言葉、ワンタイムパスワードの<u>生成機</u>について偽造、変造、盗用または不正使用その他の恐れがある場合は、当行本支店またはサポートデスクに連絡のうえ、前記（2）②の方法によりただちに新しい番号への変更手続きや、前記（3）②の方法により新しい合言葉への変更手続き、ワンタイムパスワードの利用停止を行うものとします。なお、この変更前に生じた損害については、当行は責任を負いません。	(5) 暗証番号等の管理、ワンタイムパスワードの管理 ①暗証番号等や合言葉、ワンタイムパスワードならびにご契約者カードに記載された契約者番号および取引確認番号は、第三者に知られることのないように、契約者の責任において厳重に管理するものとします。またワンタイムパスワード（後記第28条（1）に定めるソフトウェアトークン）も契約者の責任において管理するものとします。当行は職員がこれらの内容をたずねることはありません。また、暗証番号等や合言葉、ワンタイムパスワードについて偽造、変造、盗用または不正使用その他の恐れがある場合は、当行本支店またはサポートデスクに連絡のうえ、前記（2）②の方法によりただちに新しい番号への変更手続きや、前記（3）②の方法により新しい合言葉への変更手続き、ワンタイムパスワードの利用停止を行うものとします。なお、この変更前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
第25条【Pay-easy（ペイジー）税金・各種料金などの払込サービス】	第25条【Pay-easy（ペイジー）税金・各種料金などの払込サービス】
(2) ワンタイムパスワード<u>または生体認証機能</u>の利用 ワンタイムパスワード<u>または生体認証機能</u>を利用している契約者に限り、民間企業を収納機関とするペイジーサービスを利用できるものとします。	(2) ワンタイムパスワードの利用 ワンタイムパスワードを利用している契約者に限り、民間企業を収納機関とするペイジーサービスを利用できるものとします。

第28条【ワンタイムパスワード】

(1) ワンタイムパスワードの内容

- ① 当行が契約者に提供するトークン（パスワードを生成する機器またはアプリ機能）により生成され、表示された一度限り有効な可変的なパスワードをワンタイムパスワードといい、当行は契約者が本サービスにログインする際の本人確認手続きに利用するものとします。
- ② トークンには「ソフトウェアトークン方式」と「ハードウェアトークン方式」の2つの方式があります。ただし、2021年5月17日以降は、「ソフトウェアトークン」のみ発行を受付けております。

A. ソフトウェアトークン方式

スマートフォン、タブレット端末または携帯電話（以下、「スマートフォン等」といいます）にワンタイムパスワードを生成するアプリ機能（以下、「ワンタイムパスワードアプリ」）をダウンロードする方式で、契約者は所定の方法によりワンタイムパスワードを表示させ使用します。契約者が当行へ届出済の電話番号の電話機から当行所定の認証用ダイヤルへ発信することで、当行はトークン発行申込を受付けます。当行へ届出済の電話番号が、契約者の現在使用する電話番号と相違する場合、ソフトウェアトークンを発行できない場合があります。なお、ワンタイムパスワードアプリをダウンロードできる端末は、当行が指定する機種種のスマートフォン等に限りま

B. ハードウェアトークン方式

当行が契約者に提供する専用機器「ハードウェアトークン」を利用する方式で、契約者は所定の方法によりワンタイムパスワードを表示させ使用します。

③省略

④省略

(2) 利用開始手順

① ソフトウェアトークン方式

A. 事前にソフトウェアトークンをダウンロードするスマートフォン等とEメールアドレスを準備し、本サービスにログインした後、当行所定の方法により端末画面上でソフトウェアトークンの発行申込を行なってください。必要事項の入力後、当行へ届出済の電話番号の電話機から当行所定の認証用ダイヤルへ発信することで、当行はトークン発行申込を受付けます。

B. 申込受付後、当行よりスマートフォン等の登録メールアドレスにワンタイムパスワードアプリのダウンロードURLおよび初期設定用IDを通知します。

C. スマートフォン等でワンタイムパスワードアプリをダウンロード後、初期設定を行ってください。

D. 初期設定完了後、パソコン（タブレット端末を含む）からは、ワンタイムパスワードメニューより利用開始手続きを行ってください。ス

第28条【ワンタイムパスワード】

(1) ワンタイムパスワードの内容

- ① 当行が契約者に提供するトークン（パスワードを生成するアプリ機能）により生成され、表示された一度限り有効な可変的なパスワードをワンタイムパスワードといい、当行は契約者が本サービスにログインする際の本人確認手続きに利用するものとします。
- ② トークンは、スマートフォンまたはタブレット端末（以下、「スマートフォン等」といいます）にワンタイムパスワードを生成するアプリ機能（以下、「ワンタイムパスワードアプリ」）をダウンロードするソフトウェアトークン方式です。契約者は所定の方法によりワンタイムパスワードを表示させ使用します。契約者が当行へ届出済の電話番号の電話機から当行所定の認証用ダイヤルへ発信することで、当行はトークン発行申込を受付けます。当行へ届出済の電話番号が、契約者の現在使用する電話番号と相違する場合、ソフトウェアトークンを発行できない場合があります。なお、ワンタイムパスワードアプリをダウンロードできる端末は、当行が指定する機種種のスマートフォン等に限りま

③省略

④省略

(2) 利用開始手順

① 事前にソフトウェアトークンをダウンロードするスマートフォン等とEメールアドレスを準備し、本サービスにログインした後、当行所定の方法により端末画面上でソフトウェアトークンの発行申込を行なってください。必要事項の入力後、当行へ届出済の電話番号の電話機から当行所定の認証用ダイヤルへ発信することで、当行はトークン発行申込を受付けます。

② 申込受付後、当行よりスマートフォン等の登録メールアドレスにワンタイムパスワードアプリのダウンロードURLおよび初期設定用IDを通知します。

③ スマートフォン等でワンタイムパスワードアプリをダウンロード後、初期設定を行ってください。

④ 初期設定完了後、パソコン（タブレット端末を含む）からは、ワンタイムパスワードメニューより利用開始手続きを行ってください。スマートフォンからは、ワンタイムパスワードアプリの「ログイン」ボタンから

スマートフォンからは、ワンタイムパスワードアプリの「ログイン」ボタンからログインしてください。（正常にログインを完了すると、ワンタイムパスワードの利用開始となります。）なお、利用開始手続きはパソコン（タブレット端末を含む）またはスマートフォンのいずれか一方より行うことで完了します。

② ハードウェアトークン方式

2021年5月17日以降、ハードウェアトークンの発行は受付けておりません。なお、既に発行済のハードウェアトークンについては、パソコン（タブレット端末を含む）からログインし、ワンタイムパスワードメニューより利用開始手続きを行ってください。

(3) 省略

(4) トークンの再発行方法

① ソフトウェアトークン方式

A. 事前にワンタイムパスワード利用解除が完了している場合

契約者は本条(1)②にもとづき新たなソフトウェアトークンの発行手続きを行うものとします。

B. 事前にワンタイムパスワードの利用解除をせずに新たなトークンを発行する場合

契約者は当行ホームページのログイン画面からソフトウェアトークン再発行手続きを行うものとし、この場合、必要事項の入力後、当行へ届出済の電話番号の電話機から当行所定の認証用ダイヤルへ発信することで、当行はトークン発行申込を受付けます。

② ハードウェアトークン方式

2021年5月17日以降、ハードウェアトークンの発行は受付けておりません。破損・故障・紛失等によりハードウェアトークンが利用できなくなった場合は、ワンタイムパスワードの利用解除完了後、本条(2)①にもとづきソフトウェアトークンの発行手続きを行うものとします。

(5) 省略

(6) 利用停止等

①省略

②省略

③省略

④ハードウェアトークンの紛失や当行へ届出済の電話番号からの発信による認証が行えなかった等の理由で、ワンタイムパスワードを利用できなくなった場合は、契約者は利用申込書によりワンタイムパスワードの利用解除を届出るものとします。受付後、ワンタイムパスワードの利用解除までは、2銀行営業日ほどかかります。解除完了はEメールにてお知らせします。新しいトークンの発行手続きを行なえるのは、利用解除完了後からとなります。

ログインしてください。（正常にログインを完了すると、ワンタイムパスワードの利用開始となります。）なお、利用開始手続きはパソコン（タブレット端末を含む）またはスマートフォンのいずれか一方より行うことで完了します。

(3) 省略

(4) トークンの再発行方法

①事前にワンタイムパスワード利用解除が完了している場合

契約者は本条(1)②にもとづき新たなソフトウェアトークンの発行手続きを行うものとします。

②事前にワンタイムパスワードの利用解除をせずに新たなトークンを発行する場合

契約者は当行ホームページのログイン画面からソフトウェアトークン再発行手続きを行うものとし、この場合、必要事項の入力後、当行へ届出済の電話番号の電話機から当行所定の認証用ダイヤルへ発信することで、当行はトークン発行申込を受付けます。

(5) 省略

(6) 利用停止等

①省略

②省略

③省略

④当行へ届出済の電話番号からの発信による認証が行えなかった等の理由で、ワンタイムパスワードを利用できなくなった場合は、契約者は利用申込書によりワンタイムパスワードの利用解除を届出るものとします。受付後、ワンタイムパスワードの利用解除までは、2銀行営業日ほどかかります。解除完了はEメールにてお知らせします。新しいトークンの発行手続きを行なえるのは、利用解除完了後からとなります。

(7) 有効期限

トークンには当行所定の有効期限があります。有効期限が近づいた場合または到来した場合、契約者は更新手続きを行うものとします。なお、有効期限到来前に更新手続きを行わなかった場合は、本サービスにログインできなくなることがあります。

①ソフトウェアトークン方式

ワンタイムパスワードアプリ画面に当行所定の有効期限を表示します。有効期限が近づいた場合、ワンタイムパスワードアプリ画面にてその旨を通知しますので、契約者はワンタイムパスワードアプリ画面より更新手続きを行うものとします。

②ハードウェアトークン方式

ハードウェアトークンの裏面に有効期限を表示します(月/日/西暦の下2桁)。有効期限が近づいた場合、Eメールにてその旨を通知しますので、契約者は本条(3)にもとづきワンタイムパスワードの利用を解除後、本条(2)①にもとづきソフトウェアトークンの発行手続きを行うものとします。なお、ハードウェアトークンの有効期限到来前に前述の手続きを行わなかった場合、有効期限到来と同時に自動的にワンタイムパスワードの利用が解除されます。

(8) 省略

(7) 有効期限

トークンには当行所定の有効期限があり、ワンタイムパスワードアプリ画面に表示します。有効期限が近づいた場合、ワンタイムパスワードアプリ画面にてその旨を通知しますので、契約者はワンタイムパスワードアプリ画面より更新手続きを行うものとします。なお、有効期限到来前に更新手続きを行わなかった場合は、本サービスにログインできなくなることがあります。

(8) 省略